

公益社団法人 日本厚生協会

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本厚生協会(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(利用者の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により情報公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は電子公告による。方法については、定款第65条の方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。